

対象	意見の概要	意見に対する考え方
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号等関係	<p>本件政令第167条の2第1項第3号に列挙された者との間では随意契約によることができるのに、他の類似の者との間ではできないというのは硬直的過ぎるという問題意識は理解できますが、随意契約は必ずしも競争を経ないものであることから、地方公共団体等を害する契約がなされるおそれがあります。また、地方公共団体の長や職員等と業者との間で、不正な癒着が生じるおそれ大きいと思われます。それにもかかわらず、現在において随意契約ができる場合を拡大するのは、時代の流れに逆行するものであり、妥当でないと思います。</p> <p>さらに、本件改正では、随意契約の相手方となる者を地方公共団体の長が認定することとしていますが、これでは、いっそう地方公共団体の長と業者との不正な癒着を助長しかねないと思います。</p> <p>したがって、本件改正は、行うべきではなく、仮に行う場合でも、地方公共団体の長の権限濫用を防ぐため、省令で厳格に認定の要件を規定すべきだと思います。</p>	<p>今回の改正は、現行の地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する法令の規定上明確に限定されている団体又は施設を運営している者と実態として同種の活動・事業を行っているにもかかわらず、その対象とならない者であって、第3号に規定する団体又は施設を運営している者と同様に扱うこととしても差し支えないと地方公共団体の長が認定する者に限り、第3号に規定するものに準ずる者として運用することができることとするものです。例えば、シルバー人材センターは市区町村の区域に一個に限り指定することができますとされていますが、これと同様の活動実態を有している団体等を想定しているところです。</p> <p>また、地方公共団体の長の恣意的な運用を防ぐため、認定に際しては①あらかじめ認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならないこと、②①の基準を定めるとき及び当該基準に基づき認定するときは、あらかじめ2名以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととし、透明性及び公正性を確保するための手続きを経ることを総務省令に定める予定としています。</p>
	<p>今までは、地方自治法施行令第167条の2条第1項第3号のシルバー人材センターのみが随意契約できるとしていたものが、総務省令で定めるところにより、地方公共団体の長の認定を受けたものも新たに契約するこ</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>なお、「学識経験を有する者」については、普通地方公共団体の長が、個別の事案に応じて適切と認める者を選定することとなるものです。</p>

対象	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>とができるということについて知りました。私は、今の国や地方自治体の予算的にも人的にも保護を受けている「生きがい対策」のシルバー人材センターのみでは、高齢者の勤労意欲を充足することはできないと考えます。また、現在における長引く不況は若者の派遣等不安定雇用と同様に中高年齢者も直撃し、一旦、雇用から離れてしまうと再就職はなかなか難しく、60歳以上で、公的年金のみでは生活できない状態になっています。したがって、地方公共団体の長の認定を受けた団体が新たに参入することを歓迎します。</p> <p>東京都社会保険労務士会に所属する支部の中には公共事業等の「労働監査」を社会保険労務士が経営労務チェックマニュアル等により実施し、労働条件が労働基準法等の法律違反による不当なダンピングが行われないように監視しているところもあります。</p> <p>したがって、「長の認定をうけたもの」については社会保険労務士の継続した監視が大切であると考えます。つまり、優良団体のみが参画する資格があると思われます。施行規則の改正案では2人以上の学識経験者の「意見を聴く」とありますので前述したのと同様に社会保険労務士が学識経験者に適合すると考えます。</p>	
	改正案は、令167条の2第1項第3号に規定した随	本案に対する賛成のご意見として承ります。

対象	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>意契約できる対象を「シルバー人材センター等」に加え、新たに「若しくはこれらに準ずる者として・・・普通地方公共団体の長の認定を受けた者」から「役務の提供を受ける・・・契約をするとき」と規定している。これは、随意契約ができる対象を拡大したもので歓迎すべき改正である。(以上 計3件)</p> <p>地方自治法施行規則第12条の2の3の改正案は、地方公共団体の長に、「令」に基づく「認定」の事務について、その「基準」を定め「公表」を義務付けている。また、2人以上の学識経験者には労働組合やNPO事業団等の代表を加えることなど、貴省の適切な指導が求められる。</p>	<p>なお、「学識経験を有する者」については、普通地方公共団体の長が、個別の事案に応じて適切と認める者を選定することとなるものです。</p>
	<p>近年、体力・能力などがあり働きたい高齢者等の就労問題は厳しい現況にあり、営利を目的とせず高齢者等の就労促進する団体は、普通地方公共団体においてこれまでの随意契約から一変し一般競争入札へ変更され、それまで働いていた高齢者等の就労の場が突如失しなわれる事例が激増している。したがって、今回の政令改正による随意契約事由の対象拡大は、一定の前進である。改正にあたり、以下意見を記す。</p> <p>① 改正される地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の条文「…若しくはこれらに準ずる者として…」</p>	<p>本案に対する賛成のご意見として承ります。</p> <p>①、②及び③について</p> <p>ご意見のように法令により対象団体を定めることや認定に必要な基準を具体的に定めることとせず、ご指摘のような点も含めて地方公共団体の長が適切に判断することとしています。</p> <p>また、「学識経験を有する者」については、普通地方公共団体の長が、個別の事案に応じて適切と認める者を選定することとなるものです。</p>

対象	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>とあるが、「準ずる者」についての対象を明確にすること。例えば「営利を目的とせず高齢者等の就労を促進する団体等」と附則等に明示すべき。</p> <p>② 改正される地方自治法施行規則第12条の2の3において「普通地方公共団体の長」の執行権について明示されているが、「必要な基準」については具体的な明示がない。例えば「営利を目的とせず高齢者等の就労を促進する団体等」と附則等に列挙すべきである。</p> <p>③ 同上条文において「普通地方公共団体の長は…学識経験者の意見を聴かなければならない」とあるが、「…学識経験者等…」とすべきである。学識経験者のみならず幅広い観点から意見聴取をおこなうべきである。</p>	